

選挙特集

衆議院議員総選挙

投票日

令和6年

10月27日

午前7時から午後8時まで

衆議院議員総選挙が次のように行われます。

公示日 令和6年10月15日(火)
投票日 令和6年10月27日(日)
午前7時から午後8時まで

開票
開票は、次のように行います。
選挙人は、参観することができます。
日時 令和6年10月27日(日)
午後9時から

場所 KTXアリーナ メインアリーナ
(江南市スポーツセンター)
電話 55・5261番

期日前投票所期間及び時間
《江南市役所 南玄関ロビー》
期間 令和6年10月16日～10月26日
(土、日も含みます。)
時間 午前8時30分から午後8時まで

《江南市地域交流センター トコトコラボ 会議室1》
(北山町西300番地 トコトコラボ1階)
期間 令和6年10月23日～10月26日
(土曜日も含みます。)
時間 午前10時から午後8時まで

☆☆☆あなたの投票所は☆☆☆

投票区	投票所	区 域
第1	江南会館 (古知野神社内)	古知野のうち 本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、宮町1丁目、宮町2丁目、宮町3丁目、栄町、特町、新町1丁目、西新町、花霞町、愛栄町、丸輪町、伝馬町、江南通り、ライオンズ江南、メイツ江南駅前、パンペール江南、ロフティ江南
第2	江南商工会館	古知野のうち 新町2丁目、新町3丁目、新町4丁目、宝江南スクエア、相生町、中央通り、昭和通り1丁目、昭和通り2丁目、朝日町、寺町、天神町、グラン・コート江南、野白町
第3	江南市役所	赤童子西、赤童子東
第4	中央コミュニティセンター (旧保健センター)	古知野のうち 東天神町、メイツ江南、北野、尾崎、砂場
第5	古知野東公民館	山王、山王北、宮後中、宮後上、宮後東、前野、石枕
第6	古北にじいろ会館	江森、山尻、勝佐、和田
第7	草井保育園	般若、中般若、草井
第8	KTXアリーナ	高屋、大松原自治区
第9	門弟山小学校	飛高、前飛保、村久野(門弟山小学校下)
第10	古知野西小学校	東野、島宮、島宮県住、上奈良、パークシティ江南
第11	布袋小学校	布袋、小郷、下山、西布
第12	トコトコラボ toko toko labo	大海道、寄木、南山、天王町、北山
第13	布袋北小学校	安良、今市場、力長
第14	交通児童遊園	木賀東、木賀本郷、木賀町、ナビタウン江南II
第15	五明公民館	中奈良、五明
第16	布袋東保育園	曾本、小折本町、東町、田代、小折町
第17	宮田小学校	神明、生原、四ツ谷、本郷、南野、後飛保、河野、村久野(藤里小学校下)
第18	松竹公民館	松竹、松竹県住、マーメイドタウン江南
第19	草井小学校	小杣、慈光堂、小脇、鹿子島、村久野(草井小学校下)
第20	江南団地集会所	藤ヶ丘

※1 江南市のホームページ (<https://www.city.konan.lg.jp/>) で選挙に関する情報や当日の投開票速報をご覧ください。

※2 赤字の投票所は、従来の投票所が使用不可であるため、変更となっています。

投票できる人

日本国民で、平成18年10月28日までに生まれ、令和6年7月14日以前から引き続き江南市の住民基本台帳(住民票)に記録されている人は、江南市の選挙人名簿に登録されています。また、日本国民で、平成18年10月28日までに生まれ、江南市から他の市町村へ転出された人で、江南市の住民基本台帳(住民票)に3か月以上記録されており、転出後4か月を経過していない人も、江南市の選挙人名簿に登録されています。

この選挙人名簿に登録されている人は、江南市において投票することができます。

江南市の選挙人名簿に登録されている人で、令和6年7月15日以後に江南市から他の市町村へ転出された人は、江南市のこれまでの投票所で投票することができます。

他の市町村の選挙人名簿に登録されている人で、令和6年7月15日以後に江南市に転入届をされた人は、前住所地のこれまでの投票所で投票することができます。

投票所入場券

江南市の選挙人名簿に登録されている人で現在まで引き続き住所を有している人には、選挙の公示後、投票所入場券が郵送されます。この入場券は、はがき1枚に家族(有権者)2人までが記載されていますので、切り離して投票所へお持ちください。

期日前投票制度

・期日前投票ができる人

投票は、投票日に選挙人自ら投票所で行うのが原則ですが、いろいろな事情(旅行、仕事など)により、**投票日に投票所へ行って投票できない人は、期日前投票をすることができます。**

※期日前投票の際は、「宣誓書」の提出が必ずです。

※期日前投票でも点字投票や代理投票が可能です。また、手話による通訳が対応可能な時間帯もありますので、お問い合わせください。

不在者投票制度

・不在者投票の手続きと方法

① 江南市の選挙人名簿に登録されている人で、市外に滞在中の人は、「宣誓書及び請求書」を江南市選挙管理委員会に送付してください。折り返し、不在者投票用紙などを請求者に送付します。これをそのまま滞在地の選挙管理委員会に期間中(公示日の翌日から投票日の前日まで)に持参すれば、そこで不在者投票ができますが、江南市選挙管理委員会まで郵送される日数が必要となりますのでご注意ください。

※不在者投票用紙をオンライン請求することもできますので、詳しくは江南市選挙管理委員会ホームページをご覧ください。

なお、投票日の数日前になっても投票所入場券が郵送されないときや疑問の点がありましたら、江南市選挙管理委員会へお問い合わせください。

★期日前投票の宣誓書

投票所入場券に、期日前投票の宣誓書を印刷しています。期日前投票をされる人は、自宅で宣誓書を記入していただくと、期日前投票所で記入することなく、すぐに受付ができます。

選挙公報

衆議院議員の選挙については、2種類の選挙公報が発行されます。小選挙区の選挙公報には、候補者の氏名や政見などが、比例代表の選挙公報には、届出政党等の名称や政見、名簿登載者の氏名などが掲載されています。

なお、同時に最高裁判所裁判官国民審査の審査公報も発行されます。

★選挙公報の配布について

選挙公報は、新聞折込または郵便受け等へ直接配布します。選挙公報が届かない世帯は、江南市選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所における投票

投票所では、次の順序で投票を行ってください。

① **受付に投票所入場券を出していただき、選**

② 病院などの不在者投票指定施設に入院(入所)中の人は、病院長などの施設長に不在者投票したい旨を申し出てください。

③ 投票日当日に18歳になる人は、期日前投票はできませんが、不在者投票を利用することができます。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人及び介護保険法の「要介護5」の人で自書できる人は、郵便等による不在者投票を利用することができます。

また、前記の要件を満たしている人で自書できない人には代理記載制度を利用して郵便等による不在者投票を利用することができます。※点字での郵便等投票はできません。

交付手帳名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の種類	一級 または 二級	特別項症 第二項症
両下肢、体幹	一級 または 二級	特別項症 第二項症
移動機能	一級 または 二級	特別項症 第二項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	一級 または 三級	特別項症 第三項症
肝臓	一級 または 三級	特別項症 第三項症
免疫	一級～三級	

挙人名簿との照合を受けてください。

② **小選挙区選出議員選挙の投票用紙の交付を受けてください。**(処理した投票所入場券は一旦お返しします。)

③ **投票記載所で自分が選んだ候補者1人の氏名を自分で書いてください。**

(目が不自由な人で点字のできる人は点字で投票が、また、身体の故障などで候補者の氏名が書けない人は代理投票ができます。それぞれ、係員に申し出てください。)

④ **書き終わったら、投票用紙を投票箱へ入れてください。**

⑤ 一旦返却を受けた投票所入場券を比例代表選出議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査投票用紙交付係に渡し、**2種類の投票用紙の交付を受けてください。**

⑥ 投票記載所で、比例代表の投票用紙には自分が選んだ届出政党等の名称か略称を自分で書いてください。国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かなくてください。

⑦ **書き終わったら、2種類の投票用紙をそれぞれの投票箱へ入れてください。**

なお、投票済証が必要な人は、係員に申し出てください。また、各投票所には、車椅子用記載台が用意してあります。

・郵便等により不在者投票ができる人

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ中段の表の事項に該当する人

② 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている人

・**代理記載制度を利用して不在者投票ができる人**
郵便等による不在者投票をすることができ、選挙人で、自ら投票の記載ができない者として定められた次の事項に該当する人

交付手帳名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の種類	一級	特別項症 第二項症
上肢、視覚	一級	特別項症 第二項症

・郵便等による不在者投票の手続き

郵便等による不在者投票をするためには、**郵便等投票証明書**が必要です。この証明書を添えて令和6年10月23日(水)までに江南市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

※**郵便等投票証明書**の交付の手続きについては、江南市選挙管理委員会へお問い合わせください。